

【報告】2月1日 京都府申入れ 大飯原発再稼働反対と住民説明会の再度の開催等を求めて

○ 火山灰問題について「関電の最終報告が出れば、府としてしっかり確認する」

○ 関電が説明した「福島原発事故時の周辺の最大空間線量 $91 \mu\text{Sv/h}$ 」について
規制庁は「関電の説明は間違っている」と明言したにもかかわらず

京都府は、関電の説明が間違っていることを認めず「説明の仕方」にすり替える

2月1日、午後1時半から約40分間、京都府庁にて、府の原子力防災課に申入れを行った。京都・滋賀・大阪・兵庫から市民8名が参加し、府は、原子力防災課の四方浩課長、他1名が出席した。事前に送っていた質問・要望書を正式に提出し、質疑応答した。



要望事項で次のことを求めている。大飯3・4号の2月上旬の燃料装荷等の再稼働準備を一切やめるよう、関電に求めること。火山灰問題で専門家を含めた評価がやり直しされていないままでの再稼働を認めないと表明すること。福島事故で周辺の最大空間線量が $91 \mu\text{Sv/h}$ だとの説明を関電が公の場で撤回し、謝罪するよう求めること。広島高裁の仮処分決定を踏まえた火山灰問題等も含め、誰もが参加できる住民説明会、地域協議会を再度開くこと。

四方課長は、これらについて「要望として伺っておきます」とだけ述べ、質問事項の回答に移った。

○火山灰問題：「関電の中間報告（12月13日）は、説明を受けていない」

「最終報告が出れば、府としてしっかり確認する」

「規制委の判断を見守る」。(首長や住民へ)「説明が必要な場合は求める」

昨年12月13日広島高裁は、火山問題で伊方原発3号炉の運転を禁止する仮処分決定を出した。その際、火山灰の層厚・大気中濃度について「過小であると認められる」と判断した。決定に引用されている電事連資料には大飯原発の場合の層厚は10cmとの評価が示されており、これも過小評価となる。

一方、原子力規制委員会が調査・研究を委託した山元孝弘氏は論文で、関電が評価対象としていた大山生竹噴火（DNP）について再評価し、関電の層厚10cmの想定は過小評価で、約30cmの層厚になると指摘している。そのため、昨年6月14日、規制庁は規制委の会合で関電に対し露頭を調査するよう指示した。関電は12月13日、中間報告を出し、京都市右京区越畑で約30cmの火山灰露頭が確認されたと報告した。規制庁は、この火山灰が大山生竹噴火（DNP）と対比されるのかについて分析等を行い、最終報告するよう関電に求めた。最終報告は1月末予定とされていた。

広島高裁決定を踏まえれば、大飯原発の再稼働は認められないのではないかとの問いに対し、四方課長は、広島高裁判決を規制庁がどう判断するか、見守るしかないと述べた。

関電の中間報告（12月13日）については説明を受けていないと認めた。市民は、最終報告が出たら、専門家を交えた検討を公開の場で行うよう規制庁に求めるべきだと訴えたが、それには



応じず、最終報告については規制庁の判断を見守る。府としては、最終報告について説明を受け、内容はしっかり確認すると述べた。規制庁と関電のやりとりは非公開で行われていることから、市町の首長や住民に説明すべきではないかと問うと、必要があれば府として求めるが、現状としては規制庁の動向を見ると答えた。

○関電が福島原発事故時の周辺の「最大値」は $91\mu\text{Sv/h}$ と説明した問題：

**規制庁は「関電の説明は間違っている」と明言したにもかかわらず、
京都府は、関電の説明が間違っていることを認めず「説明の仕方」にすり替える
「関電が1月26日夜にHPで追加説明している。それで足りている」**

関電は、昨年の京都府内で行われた住民説明会や協議会で、福島原発事故時の周辺の最大空間線量率を $91\mu\text{Sv/h}$ と説明している。これは2011年4月末の数値だ。このような事故から1ヶ月以上も経った値を最大値として用い、大飯原発事故時の5km圏外の被ばく量を $0.03\mu\text{Sv/h}$ 以下、7日間でも 0.005mSv 以下と算出し、「避難は不要で屋内待避で十分」と説明している。

規制庁は1月24日市民との交渉で、「 $91\mu\text{Sv/h}$ より高い数値は確認されている」「関電の説明は間違っている。間違ったまま通さないようにしたい」と述べた。

私たちは、関電に説明を撤回し、謝罪するように求めるべきではないですかと質した。四方課長はそれには答えず、事前に関電に「 $91\mu\text{Sv/h}$ を何故使うのか」と尋ねて、関電から聞いていた説明を私たちに話し始めた。この数値は最初に航空機を用いて網羅的に調査した際の最大値だ。双葉町で $1590\mu\text{Sv/h}$ という高い測定値が出ているが、それは一時的に上昇した数値だ。関電は一定期間網羅的に測定した数値の最大値を使った、と。

このような説明に対し市民は、規制庁が「関電の説明は間違っている」とはっきり認めているのに、府は間違いだと認めないのかと何度も質したが、四方課長の回答は変わらなかった。

四方課長は、今回関電から聞いた説明内容までは説明会資料では理解できないので、住民に理解できるようにきちんと説明して頂きたいと関電に言ったところ、関電は1月26日夜に関電HP内のFAQ（よくあるご質問）で追加説明*を公開したと述べた。京都府としては、これを受け、住民説明会を行った各市町に対し、HPに追加説明をアップして住民に周知をして欲しいとの依頼を昨日したと述べた。

***疑問：福島第一原子力発電所の事故では「 $91\mu\text{Sv/h}$ 」よりも大きな値が出ているのでは？**

http://www.kepco.co.jp/siteinfo/faq/atomic/10018389_10620.html

関電の追加説明には、謝罪や反省は一切ない。 $91\mu\text{Sv/h}$ より大きな値があることは認めながら、それらは一時的に上昇したもの等と除外している。しかしこれは、原発事故被害者の被ばく評価のために、そして避難開始の判断のために重要な初期の高い線量値を無視して良い理由にはならない。「最大値」 $91\mu\text{Sv/h}$ により福島原発事故を小さく見せ、大飯原発で炉心溶融事故が起こっても空間線量は $0.03\mu\text{Sv/h}$ 以下になるとして、「一時移転は不要」と説明しているのだ。 $0.03\mu\text{Sv/h}$ は通常時の空間線量より低い値だ。

福島事故並みの放射能放出を想定して、被ばく評価等を住民に説明するよう関電・国に求めるべきではないですかとの問いに対しては、四方課長は、上記の追加説明で足りるとして拒否した。関電とそれを擁護する府の態度は、到底許されるものではない。

○大飯と高浜の同時発災の避難計画について：「1月から議論を開始。検討を続ける必要がある」
住民説明会の再度の開催について：「要望があったことを関係市町に伝える」というのみ

同時発災の避難計画がない中で同時発災が起こると、府民の安全はどう保証されるのですかと問うと、1月から内閣府・関連府県等で議論を開始している。同時発災時に特有の問題が発生しないかを検討していく必要があると答えるのみだった。

要配慮者の避難にあたっては、府の災害時要配慮者避難支援センターを設置して避難先等の調整をすることになっている。避難元と避難先のマッチングも既にできており、同時発災が起こったとしても避難先が重複するようなことはないように考えている。引き続き、内容について精査を進め、訓練で確認していく必要はあると述べた。

1月24日政府交渉で内閣府が発言した「30km圏内全員が避難するわけではない」に対しては、「全員が避難することは当然あり得る。内閣府に確認する」と述べた。

○福井県民のスクリーニング場所＝長谷運動公園（南丹市）、あやべPA（綾部市）について：
「スクリーニング場所の問題点を内閣府と相談中。まだ結論は出ていない」

2つのスクリーニング場所がどのように機能するのか、麻痺するのかについて、四方課長は、現地を視察し、区長から意見を聞き、対応を考えるとしていた。

区長だけでなく住民全体に説明するよう求めたところ、「南丹市と相談する」と答えた。

四方課長は、2地点の使用について、内閣府・福井県と相談中で、まだ問題は解決せず、結論は出ていないことを認めた。この状態で再稼働は認められないのではと訴えると、早期に対応すべきだと述べるだけだった。

30分間という設定のところ、約40分間質疑を行ったが時間不足だった。京都府に対し、火山灰問題や、関電の「最大値」 $91\mu\text{Sv/h}$ 問題等を質して、大飯原発の再稼働前に住民誰もが参加できる説明会を再度開かせねばならないと強く感じた。

2018年2月13日 避難計画を案ずる関西連絡会 参加者一同



大飯原発3・4号機再稼働反対と住民説明会の再度の開催等を求める質問・要望書

http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kyoto_pref_q_youbousho180201.pdf

質問・要望書に関する資料

http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kyoto_pref_shiryoi180201.pdf